

審査基準と標準処理期間

処 分 名	自己の保有個人情報の訂正、削除及び中止等の請求に対する決定		
根拠法令名	埼玉東部消防組合個人情報保護条例	(条項) 第 21 条 第 24 条第 1 項	
基準法令名	埼玉東部消防組合個人情報保護条例	(条項) 第 21 条 第 24 条第 1 項	
所 管 部 署	消防局総務課 総務担当		
標準処理期間	なし	法定処理期間	30日
<p>【審査基準】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>自己の保有個人情報の訂正、削除及び中止等は、埼玉東部消防組合個人情報保護条例第 21 条の規定に適合するとき行うものとする。</p>			
所 管 課	総務課 総務担当	処理番号	総No. 5